

社会福祉法人鈴山会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鈴山会（以下「当法人」という）定款9条及び第24条の規定に基づき、理事及び監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員等が理事会、評議員会、監事監査又は評議員選任・解任委員会（以下「会議等」という。）に出席したときは、以下の報酬を支払うものとする。なお、報酬については、当該会議等に出席した都度現金にて支給する。

会議出席1回あたりの報酬額 3,000円

(費用弁償)

第3条 会議等出席のために要した電車及びバス代については、実費支給する。なお、私有自動車を使用する場合は、自宅の最寄り駅（近鉄・JR・バス・伊勢鉄道）から鈴山会本部までの運賃を支給する。自宅から鈴山会本部までの片道距離が2km未満の場合は支給しない。

(兼務役員)

第4条 施設の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく報酬等は支給しないものとする。

(改廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。